

平成20年3月12日（水）

枚方市議会 議会運営委員会 記録

議会運営委員会記録目次

平成20年 3 月12日 (水)

出席委員	1
枚方市議会委員会条例第21条による出席者	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告 (午前10時6分)	2
請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する 請願	2
西田政充委員の質疑	
石本建築事務所に対して仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委 託調査を行った経緯について	2
石本建築事務所に対する仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委 託調査の回答及び本市の対応について	3
石本建築事務所への仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託調 査に関する顧問弁護士との相談内容について	3
第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会の調査内容の 報告について	3
契約約款の守秘義務違反について	3
野口光男委員の質疑	
平成19年12月13日の議会運営委員会で石本建築事務所からの回答 内容が報告されなかったことについて	4
枚方市代表監査委員と総合契約検査室に対する石本建築事務所からの回 答内容の差異について	5
総合契約検査室の調査内容の報告について	6
市政信頼回復のための全庁的な取り組みについて	6
広瀬ひとみ委員の質疑	
平成16年度当初予算における工事概算額の予算計上の経緯について	7
第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会の調査内容に ついて	8
議会への報告義務について	9
休憩 (午前10時48分)	10
再開 (午前10時48分)	10
議会に対する報告の必要性の判断基準について	11
休憩 (午前10時52分)	11
再開 (午前10時52分)	11
地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置について要望	13
請願第1号閉会中継続審査の申し出採決	13
散会宣告 (午前10時59分)	13

議会運営委員会 委員会記録

平成20年3月12日(水曜日)

出席委員(10名)

委員長	鷺見信文	委員	岡沢龍一
副委員長	池上公也	委員	高橋伸介
委員	高野寿陸	委員	福留利光
委員	野口光男	委員	大森由紀子
委員	広瀬ひとみ	委員	西田政充

枚方市議会委員会条例第21条による出席者

市長	竹内脩	総務部長	長沢秀光
副市長	木下誠	法制室課長	堀川嘉久
副市長	奥野章	財務部長	横田進
危機管理部次長	戸野谷伸夫	財務部次長兼総合契約検査室長	
市長公室長	永田久美子		大西正人
企画財政部長	井原基次	総合契約検査室課長	高橋寛司
企画財政部次長	福井宏志	総合契約検査室課長	西田豊樹
企画財政部次長	北村昌彦	監査委員事務局長	宮部守
財政課長	宮垣純一	監査委員事務局次長	影林修

本日の会議に付した事件

1. 請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下寿士	議事課チーフ	仲西功夫
事務局次長	伊藤隆	議事課員	井田昌誕
議事課長	山田幸信	議事課員	遠山喬士
事務局スタッフマネージャー	五島祥文		

~~~~~

○鷺見信文委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。伊藤事務局次長。

○伊藤 隆市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、10名です。

以上で報告を終わります。

(午前10時6分 開議)

○鷺見信文委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達しておりますので、これから議会運営委員会を開き、請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願の審査を行います。

○鷺見信文委員長 審査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

なお、本委員会室に確保した傍聴席を上回る傍聴希望者が来られた場合は、第4委員会室でモニタースピーカーによる音声傍聴を許可します。御了承願います。

○鷺見信文委員長 これから審査に入ります。

請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願を議題とします。

○鷺見信文委員長 まず、理事者及び議会事務局に対する質疑を行います。質疑はありませんか。西田委員。

○西田政充委員 おはようございます。

現在行われております平成20年第1回枚方市議会定例会の一昨日の議案審議の質問の中で、第2清掃工場建設工事の事業における建築・土木設計を行った事業者に対する調査を実施したというような御答弁がありましたけれども、その経緯や内容について、やはりここで明らかにしておかないといけないのではないのかなというふうに思っておりますので、関連質問として幾つかさせていただきたいというふうに思っております。

今回、資料要求はさせていただきまして、一応御用意いただいておりますけれども、株式会社石本建築事務所に対して、枚方市の方から、仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託の調査についてということで、調査事項、照会事項を記載された文書と、そしてそれに対する石本建築事務所さんからの回答の文書、これを御用意いただいたわけなんですけど、まず、この調査を行うに至った経緯を、その理由も含めて御説明いただきたいと思います。

○横田 進財務部長 お答えをいたします。

まず、調査の実施時期についてですが、平成19年11月28日付で、文書による調査照会を石本建築事務所に出しております。調査回答は、平成19年12月7日付で文書回答を得ています。

次に、調査をすることに至った考え方について、説明をいたします。

このような係争中の事案に対する調査の基本的な考え方ですが、公判の中ではさまざまな証言や陳述が行われるものと考えており、詳細な内容が判明しない状況で、その都度行政が調査を行うということよりも、その経過を注視し、結果に基づいて顧問弁護士とも相談し、適正な対応を行うことが必要なことだと考えています。石本建築事務所に関しましては、入札契約時に談合や不正行為に関する情報などは一切なかったことから、過去に一度も事情聴取などを行っておりませんでした。その後、議会からの御質問や住民監査請求が提出された

ことから、事情聴取を行うこととしました。

調査することにつきましては、談合事件に係争中であることや、同社の中から逮捕者や起訴された者が出ていない状況でしたので、調査に対する問題の有無などを、顧問弁護士とも相談をして行いました。

○西田政充委員 それでは、その株式会社石本建築事務所からの回答の、どんな回答であったかという概要と、それに対して市としてどのような判断をされたのかをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○横田 進財務部長 調査を行った回答はお手元の資料のとおりですが、その概要といたしましては、基本計画の段階でコスト削減を行うために、案件名を伏せて、ゼネコンが得意とする仮設工事や土木工事に関して複数社に相談を行ったと思うが、本工事に特定した業務の協力は受けておらず、大林組に対して図面等の閲覧や提供なども行っていないとの内容でした。公判の中で新たな事実が判明すれば別ですが、今回の調査回答では、業務委託契約に違反していると考えすることはできないと判断しました。

この調査回答の公表につきましては、内容から不正行為があったと考えることができなかったこと、調査の前後で状況が変化したものではなく、また、関係人が逮捕、起訴されていないこと、調査が企業の信頼や信用にかかわることもあり、顧問弁護士とも相談するなど総合的に判断した中で、より慎重な対応を行ってまいりました。

○西田政充委員 今、調査するに当たっては、顧問弁護士さんと相談をされたということでしたけども、具体的にはどのような内容の相談を行われたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○横田 進財務部長 談合事件に係争中であることから、公判の中で陳述された事業者に対する調査の是非、調査内容、調査の方法などに関して相談を行いました。また、将来的に情報公開のことも想定して、後に回答者の間で問題発生などが生じないように、照会文書などにつきましても相談をかけました。

○西田政充委員 今回行った調査ですけども、現在、調査・談合防止対策委員会が設置されているわけなんですけども、これに対して、この調査の内容の報告はなされなかったんでしょうか。

○横田 進財務部長 談合に係る具体的な事実関係の調査については、関係者の公判手続が進んでいく中で、刑事裁判に直結するような事実関係の調査等は裁判に委ねるべきとの委員会の判断から、昨年10月に、第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会の役割を、市役所内部における事務処理過程の手續上の問題などに見直されましたので、委員会には説明をしておりません。

○西田政充委員 最後になりますけど、ここが一番大切な部分になるんですけども、設計事務所がほかの会社に相談等を行うということは、契約約款の守秘義務条項などに抵触しないのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○横田 進財務部長 お答えいたします。

一般的な建築物の設計においても、基本設計段階などで設計趣旨が満足できるように各専門業者に問い合わせることが多く、参考図面上で説明を行うことがあると聞いております。その中でも特に、特殊工法の確認や、規格外の特殊製品の有無などの確認が必要な場合など

については、調査を行いながら進めているのが一般的です。この行為は、設計を進める上で必要不可欠なプロセスで、設計事務所に委託しても、市内部で設計しても、同じ流れとなります。このように、設計図面の作成や積算金額の算出など、設計図面を完成するために必要不可欠な部分の情報収集を第三者から行うことは、守秘義務違反に抵触するものではないと考えております。今後も、裁判経過を注視してまいりたいと考えております。

○野口光男委員 今回は、請願に対する審査ということで、議会としてこの100条委員会の設置の必要性、これを考える上での関連する質問ということで、何点か質問させていただきたいと、このように思うわけですが、今、西田委員の方から御質問がありました12月7日付の調査とあわせまして、私の方の資料請求分、枚方市代表監査委員の職務代理者から石本建築事務所の大阪支所長あてに照会した回答というのが大きく食い違っているというのは、このお手元の資料を見ていただいてもわかるかと、このように思うわけですが、

まず、調査が、今もお話がありました、12月7日付で回答を得ているというお話は、さきの本会議での質問でもお聞きしたわけですが、前回、この議会運営委員会が開催されたのが、12月13日に開かれております。ですから、12月7日の後にこの議運が開かれて、私、そこでも質問させていただいているんですけども、そのときに、石本建築事務所が入札契約に反して秘密を漏えいし、設計業務協力をしていたのではないかとということで質問をさせていただいております。調査が必要ではないのかということで質問したわけですが、そのときの答弁は、先ほど財務部長がおっしゃられたように、公判に委ねるんだということで注視していきたいという答弁だったわけですが、しかし、そのときにはもう総合契約検査室の方で調査をしていたわけですね。そのことをなぜ議会運営委員会の審議の中で報告されなかったのか、お尋ねしたいと思います。

○長沢秀光総務部長 お答えいたします。

今、委員の方でありました件につきましては、調査委員会事務局を担当している者として、特段そういった情報を得ておらなかったもので、そのような回答をさせていただきました。

○野口光男委員 私、その後にもう1回質問をしているわけですが、そのときには木下副市長の方から答弁いただいているんですけども、今、顧問弁護士と十分相談させていただいておりますと、こういう答弁だったんですけども、副市長も、この調査をやられたということは御存じなかったということでしょうか。

○木下 誠副市長 11月の決算特別委員会の折に、ちょっと私の方で答弁させていただいて、お答えもさせていただいておりますけれど、先ほど財務部長の方から答弁ありましたように、住民監査等の、また、そういった議会での御意見もありましたので、顧問弁護士と十分御相談し、対応していきたいと、こういうことで御答弁させていただきました。そのことを受けて、担当部の方で顧問弁護士等と相談をしてきていると、こういう経過については承知をいたしておりました。

○野口光男委員 いや、決算特別委員会の質問のときではなくて、先ほど言いました12月13日の議会運営委員会の中で、長沢人事調整担当参事が答えた後で、私、もう1回、石本建築事務所の設計業務協力したということに対して必要な処置をとるべきではないかということで言って、顧問弁護士と相談していくという答弁をいただいているけども、実際どうなっ

ているんやということで質問したんです。それに対する木下副市長の答弁が、先ほど言った、顧問弁護士と十分相談させてもらおうということで、既にこのときには済んでいた12月7日付のこの財務部の総合契約検査室の調査をしたと。どういう回答を得たとか、そういうことが報告されなかったのはなぜなのかということをお尋ねしたんですけれども。

○木下 誠副市長 私の方で把握しておりましたのは、その時点では、顧問弁護士と十分相談して、調査するか否かについて判断をしていくということで、検討しているというふうな段階での把握であったというふうに記憶をいたしております。

○野口光男委員 ということは、市全体としては、この調査をしたということに対して把握していなかったというふうに思うわけですね。特に、監査の調査の報告の中では回答内容が大きく違うというのは、お手元の資料を見ていただいてもわかると思うんですけれども、そういうことに関して、総合契約検査室の調査をした段階で、監査の調査の内容と食い違っているということは把握していたのでしょうか、お伺いいたします。

○横田 進財務部長 監査の調査内容について調査をしたということは、早い時期に存じておりましたけれども、調査内容、いわゆる結果等については、一昨日以降、見させていただきました。調査の結果、監査結果についてはいただいておりますので、その部分については判断をしております。その部分についてお答えをさせていただきますと、本件設計委託に関しまして監査委員が行われた調査の回答も拝見させていただいております部分について、市の行った調査の回答とは、表現に違いはあるものの、全体を通しての内容比較においては大差はないものと考えております。現時点において、改めて調査を行うようなことは考えておりません。よろしくお伺いいたします。

○野口光男委員 ここでは、「大林組営業担当者に設計図面等を提示し」と、このように書いてあります。工事費の減額に対する参考意見や参考資料を依頼したということでございます。また、減額検討を行った際に参考図面をいただいたと。ですから、当然、参考図面をもらうためには、必要な資料提供をしなければ、教えてくれと言われた方も図面はかかれなないと、このように思うわけですけれども。

先ほどの西田委員の御答弁の中での、一般的にそういう図面を見せるということはどうなんだというときに、答弁した中身というのは、それは確かに、基本設計の段階で、具体的な建物も概略もない中で、この部分のこういう部分、特殊な技工が必要な場合問い合わせると、これは当然あると思うんですよ。また、いろいろな高度な技術とか、それぞれのゼネコンが持っているノウハウを部分的に知ると、これは、当然、基本設計をやるときにはやると思うんです。それをもとに実施設計をしていくと、そこから図面を立ち上げていくというふうに思うんですね。

ですから、この過程で減額検討を行うということは、御存じのように、第2清掃工場は当初物すごくボリュームのある建物だったと。それが予算におさまらないということで順次小さくしていった、その後、大変担当課の方でも苦労したのは、全員協議会でも報告されたと思うんです。その過程でもし図面を見せているとしたら、これはもう建物の大枠をもしかしたら見せているかもしれないわけですよ。建物を小さくするための参考意見、参考図面をもらったということであれば、当然、概略の図面を渡しているかもしれないと。

これはまた、回答を見てのあくまでも私の考えですけれども、違うかもしれませんが、

その可能性もあるということならば、当然、もっとこのことも含めて、私は、石本建築事務所に対して調査をすべきだというふうに思うわけですが、今の財務部長の考えでは、これ以上の調査をする必要はないという判断をされたわけですね。それは、私としては到底納得できるものではありませんし、普通、設計工事を担当する際に、入札に参加する前に特定の業者だけに概略図面、形がわかるような、そういう予算規模がわかるような、そういうのを提示するという事は、私はそれはもう守秘義務違反になると、このように思うわけですね。

こういう判断をするために、枚方市ではこの間、調査・談合防止対策委員会というものを作って、そういう事務処理過程の問題について検討したということだったわけですが、これについても報告もしていないと。検討もしてもらっていないということなんですけども、本来、こういう問題というのは、この対策委員会に相談するべき問題ではないかというふうに思うわけですが、これについて、長沢部長の方からちょっとお伺いしたいと思うんですが。

- 長沢秀光総務部長 今回、総合契約検査室の方で調査されたということにつきましては、通常の契約の履行調査の中での、この行為かなというふうに考えておりますので、特段、そういったことで委員会の方に報告なかったものというふうに考えております。
- 野口光男委員 現時点で2つの調査の回答が、財務部長の方は、これはあんまり内容は変わらない回答なんですよというわけですが、僕は、これは内容は大きく食い違ふと、こういうふうに思うわけですが、この食い違ふ問題についても、こういう対策委員会には諮るものではないと、このように部長の方はお考えでしょうか。
- 長沢秀光総務部長 2つの分につきましては、今、財務部長の方が答えたとおりに、基本的には変わらないものというふうに私も考えておりますけれど、ただ、こういった本日の議運の状況なり、これまでの代表質問等々の議会の動き等につきましては、当然、委員会の方に、私の方で事務局をしておりますので御報告させていただきまして、その中で、委員会の中で判断されることかなというふうに考えております。
- 野口光男委員 ぜひ検討していただきたいと、このように思うわけですが、もう一つは、こういう調査をそれぞれの部門でやられていたと。一つは住民監査請求に基づいて行われたものですし、私どもも情報公開請求して、先日の本会議で質問させていただいたわけですが、もう一方は、市の方が契約履行行為として調査をしたということなわけですが、そのことが全庁的なものになっていなかったということは、これはやっぱり問題ではないかなというふうに思うんですけども。今、市民の信頼回復をするということで全庁的に取り組むんだといったことが、こういう状況ということに関してどのように考えているのか、市長さんのお考えを聞かせてもらえたらと思うんですけども。
- 竹内 脩市長 今、るる財務部長及び総務部長がお答えいたしましたとおりでありまして、石本建築事務所の方から総合契約検査室の方に回答があった文書を読む限りにおいて、通常行われておることを彼らはやったというふうに私ども理解しましたので、そのことにつきまして、あえて財務部の判断として話を議会まで報告するということの必要性はないものというふうに判断した、このように私は理解しております。
- 野口光男委員 監査の調査の結果を、市長、見ていただけましたでしょうか。具体的に図面

を提示したと書いてあるわけですね、大林組に対して。総合契約検査室の方には、それはしていないというふうに書いてあるわけですよ。それはもう明らかに食い違っているというふうに思うわけですね。これは問題ないということであるならば、やはりこれは議会として、こういう問題についても、調査権を執行できる100条委員会の設置が必要ではないかというふうに思うわけです。

これまでは、議会の方では、市がこの問題に関して新たな問題が起きれば報告すると言っていたことを信頼して、裁判の経過を見ようということまで推移してきていると思うんですけども、それは談合のこの一連の問題について、問題かどうか判断するのは市であるということですね。枚方市が判断して、今答弁したように、このような食い違う内容の回答が出て問題ないという判断をされていると。私は、これはやっぱりどう考えても問題があると、こういうふうに思うわけですね。

そういう意味でも、この100条委員会の設置というのはどうしても必要じゃないかなというふうに思いますし、裁判の経緯を見て市は調査をすると言って答弁を繰り返しているんですけども、この裁判は一体いつまで続くのかと。一つの大林組関連の公判は終わっているわけですけども、ほかのやつはまだ続いていると。始まっていない部分もあるわけですね。これを待っていたら延々と続くと。延々と続かないですね。言うたら、1年、2年、3年と続くかもしれないわけですね。これをずっと見ているということになるのか。また、裁判経過を見て、必要なときに調査をするんだということであるならば、その必要なときというのは、新たな事実が判明したときだというふうにおっしゃられているわけですけども、今回のこのことに関して、新たな事実として調査すべきことではないかというふうに思うわけですね。ただ、それも調査をしないということであるならば、やはり議会としての責任を果たすためにも、100条委員会の設置が必要だと、このように意見を申し上げておきたいと、このように思います。

○**広瀬ひとみ委員** 先ほどの野口委員が請求した監査委員の照会に対する回答なんですけども、その1ページ目のところで、「工事概算予算について」ということが書かれています。工事概算予算の中の3つ目の点のところで、「貴市から建築本体に関する概算予算の提示がないままに、基本設計が進捗したことから、当初の計画案では」というくだりがあるんですね。枚方市から概算予算の提示がなかったのも、一番初めに設計したときには工事費の概算が93億円の規模になったよと。ここから削っていく作業が始まっていくわけなんですけれども、しかし、枚方市は、16年度の当初予算で99億680万円の予算計上をしておりますよね。なぜこれが、「概算予算の提示がないままに」というような回答が来ているのかというのがちょっとわからないので、御説明いただけたらなというふうに思うんですけども。

○**鷲見信文委員長** 質問の趣旨はわかりますか。横田財務部長。

○**横田 進財務部長** 金額の部分について、私、財務部、当時しておりませんので詳しいことはわかりませんが、この内容から判断いたしますと、本市の方から予算額の提示がなかったということからこの表現がされているわけですね。御質問の趣旨は、予算があつたにもかかわらずということなんでしょうか。実際にいろんな手法があるわけですけども、予算額を、いわゆる予定額というんでしょうか、提示せずに依頼をしているケースというのはございます。

○**広瀬ひとみ委員** 私、余りこういうことは詳しくないので、よくわからないんですけども、ただ、99億円という予算の枠組が当初予算で計上されている。99億680万円の予算が16年度の当初予算で計上されていて、このときにプラントの落札がされていて、残りの予算の大枠というのが決まっているという段階で、なぜこのような概算予算の提示がないというようなことになっているのかなというのが、率直によくわからないなというふうに思ってお伺いしているんです。

調査委員会の方では、事務処理過程の検証ということもされているわけですから、そういうことも含めて、そういう事業の執行の仕方がどうだったのかということをお伺いされているというふうに思うんですけども、こういった部分については、調査委員会の中で御議論があったのかどうかということをお伺いできますか。

○**長沢秀光総務部長** すべての審議を把握しておるわけじゃないですけど、今、この部分につきまして、概算予算の提示がないというような議論を委員会の中で行ったことは、特に記憶はしておりません。

○**広瀬ひとみ委員** 庁内委員会の方でもないということでしょうか。

○**長沢秀光総務部長** 庁内委員会につきましては、今回の、まず事件を自らの中でどういった事務処理をやってきたかと、市内部の事務処理をどのようにやってきたかということをお伺いし、洗い出した中で、庁外委員会の中に情報を提供していくというのを、第一義的に今の段階ではさせてもらっておりますので、業者との関係の中でこういった形の提示がないというようなことについての議論は、特になかったというふうに記憶しております。

○**広瀬ひとみ委員** 私は、事務処理過程の流れを調査する中でも、こういうお話というのは大事な部分じゃないのかなというふうに感じたので、ちょっとお伺いさせていただいたわけなんです。追加で御答弁あるならお先にどうぞ。

○**長沢秀光総務部長** 申し訳ございません。

93億円ということじゃなくて、予算ベースの中で、委員会の中で、全体の中で、約100億円以内の枠組みないし90何がしという形の議論の中で、予算が適正であったというような議論については、委員会の中ではやっておると。ただ、その具体の中で、業者の方に具体的に提示をしたかどうか、そういった議論じゃなくて、全体の予算の枠組みについては、市場的な状況を判断する中では、一定妥当なものであったというようなことでの議論はなされております。

○**広瀬ひとみ委員** それは報告書に書かれておりましたので、承知をしているんです。ほかの市の状況だとかということからそういう予算規模にしたよということについては、妥当性があるというふうに報告書の中では書かれてあったというふうに思うわけなんですけれども、そういう予算規模になっているにもかかわらず、なぜここでは「概算予算の提示がないままに」というふうになるのかと。プラントの落札はもう終わっているわけですから、残りの価格というのはわかっているにもかかわらず、なぜこういう形で言われているのかというのがちょっと理解できないということで、取りあえず置いときますけれども。

こういうことも含めて、本来、事務処理過程の流れの中でどうだったのかということをお伺いされているわけですから、私は、こういう監査委員への回答があった、ということ書かれてるということであるならば、調査委員会事務局の方では、このこと、市の内部でもどう

なんだという話にもなっていないといけないのじゃないかなというふうに思いますし、そのこともやっぱり有識者の委員会の方にお話があってもよかったんじゃないのかなというふうに思うわけなんです。もし、また後ほどでも結構ですから、御説明いただけるのであれば、また教えていただけたらというふうに思います、その件については。

前回の委員会の中でも申し上げたんですけども、公判の中で争点となる部分と、そうではない部分というのがありますよというふうに言いました。ですから、公判の中ですべての事実関係が明らかにされるわけではないと。市は、公判にかかわるから事実関係の調査はしないというふうにこれまで言ってきたわけなんですけども、しかし、この石本建築事務所の設計協力問題については、弁護士と御相談の上で調査を行ったわけですね。関係者の公判がまだ継続している状況でも市は調査を行うことができるということが、この問題で示されたというふうに、私、思います。その後、せっかく調査をしていただいたにもかかわらず、先ほどから野口委員の方の質問にありましたが、調査をした結果というのを教えていただけなかった。議会で聞いているわけですね。決算特別委員会の中で調査をしてくれというふうに聞いているにもかかわらず、問題ない結果だったからというふうに、先ほど市長はおっしゃいました。問題ない結果だったから報告しなかったんだよと。そんなことは通じるんでしょうか。

○横田 進財務部長 契約事務の業務をするに当たっての通常な調査であったと判断をしているわけですが、先ほども、公表しなかったことの原因につきましては、いろいろな他の事情も含めて、慎重な取り扱いをさせていただいたということでございます。

○広瀬ひとみ委員 先ほど、議会から求められたし、市民の監査請求もあったよということでこの調査というのを行ったんですと、求められたから行ったんですよというふうにお答えになったでしょう。市は、自ら積極的に調査を行ったわけじゃないんですよ。自ら疑問に思っただけで、これは市としてやっとなあかんというふうに調査をしました。でも、調査した結果、あ、そんなに問題ないなというふうに自ら決めて行った調査なら、報告しなかったということもあるかもしれませんね。けども、これは、議会から求められて、そして市民から求められてやった調査にもかかわらず、しかも、議会運営委員会の中で100条委員会の設置を求める請願が出されて、その議論の中でもまたお聞きしているのに、事務局は知らない、副市長もわからないみたいな、よくそういうことを答弁しているわけじゃないですか。これは一体どういうことなんですか。

○竹内 脩市長 談合にかかわるその背景について、100条委員会を設置して明らかにすべきではないかということで、議会運営委員会で議論された。そして、そういう話でありますから、私どもは、決算特別委員会での議論等を踏まえて、財務部の方で、契約事務を担当している方において、当方の契約において相手側の受注者側に義務違反がないかどうかということについて調べた。そしたら、その結果、いや、それは決して義務違反と言えるような内容のことは、その中で行われていないという回答があったということでもありますので、それについては、公判の中で大林組関係者の供述があったというのは我々も承知しておりますけども、それは、公判の中での供述そのものは、どういう具体的な状況の中でのことであったのかということとは明らかでない。そのような中で出てきた一つの疑惑といいますか、疑念について質問されて、そして、私どもはそれについて、そういう流れの中で財務部の方で調べ

た。調べてみたら出てきた答えについては、そんなことはありませんとすれば、もともとのスタートの火種そのものが具体性に欠ける、あるいは、詳細な事実が踏まえられておらない問題提起であったとすれば、その結果出てきた答えが、いや、通常的设计業務を受託した人間として、やるべきことはやったことですよという回答があれば、そしたらそれは、そうですかということでおさまる。私は、それは別に何ら不思議な対応ではないと思いますが。

○**広瀬ひとみ委員** 私は、極めて理解できない対応だというふうに思うんですね。なぜなら、この問題が、疑義があるんじゃないんですかというふうにお聞きして、調べてくださいというふうにお願いしたわけじゃないですか。市は調べましたということであれば、調べた結果こうでしたよという御回答があってもいいんじゃないんですか。

○**竹内 脩市長** その件につきましては、財務部の判断として、先ほどお答えいたしましたように、この石本建築事務所が、事件の当事者といたしますか、逮捕者が出たわけでもないし、起訴されたわけでもない。そのような状況の中での調査でありますから、その調査結果の取り扱いについては、いかにスタートが議会からのスタートであったとしても、そのことの手取り扱いは、やはり財務部の判断として、あるいは市役所の判断として慎重になるということは、これは、先ほど財務部長がお答えしたように、一つの正当な判断だと私は思います。

○**広瀬ひとみ委員** だけど、補正予算の質問で問われたら、答えるわけでしょう。市民が情報公開請求したら、こうして回答文が出てくるわけでしょう。こういう談合防止で、それから市民の信頼回復というのをやっていこうと思ったら、できるだけ市の行政の透明度を高めていく、できるだけ開示できる情報というのは積極的に開示していくよということを基本に行政運営を行っていくことが大事なんじゃないんですかということ、この間ずっと言ってきたわけじゃないですか。まさにそういう議論をしているのに、なぜそういう態度に出られるのか、これは全く理解できませんよ。先ほどから、この問題を全庁的に統括している部署というのも結局ないんじゃないかというような議論になっている。それはまさに、市長のこの調査に対する甘い姿勢がそこに表れているんじゃないんですか。

○**鷲見信文委員長** 暫時休憩します。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時48分 再開)

○**鷲見信文委員長** 再開します。竹内市長。

○**竹内 脩市長** 先ほど来お答えしておりますように、一つの疑念があるというふうにおっしゃられた。大林組の判決訴訟の中でそういう発言があったということをもって、そういう問題を提起された。私どもは、それを受けて調査をした。返ってきた結果を見ると、通常的设计設計を請け負った業者がやる行為のことを彼らはやっただけであるという回答であった。ですれば、先ほど来言っておりますように、それぞれの業者はそれぞれの業者の営業上の立場もいろいろあるわけです。そういう中で、単に具体性に欠ける一つの発言から出てきて、疑惑があるんじゃないかという問題提起を受けて対応したことについて、相手から出てきた回答について、その回答が我々としては一定納得できる、それこそよくねと理解されるものであるならば、相手方の、営業者側の立場のことも総合的に考えて判断するということは、それは何も問題ないわけです。というのは、ひょっとしたら、それこそ全くないところで火の噴

いたようなことについて、もし問題提起があつて、そして関係者はどつと言つたとすれば、我々が言うて、それでもつてやったことなんだから、それは全部出すべきだというのは、それはちょっと話としては、私は議論は行き過ぎではないかなと思います。

○**広瀬ひとみ委員** 具体性に欠けるというふうにおっしゃいますけども、でも、少なくとも大林組は、自ら設計協力をしたんだということを、裁判の中で述べているわけですよね。これは具体性に欠けるのかなというふうには私に思うんですね。当事者である大林組本人が、山本顧問ですけれども、設計図書を作成、手伝いの条件を大林組が得たんだというふうに言っているわけなんですよね。なぜこれが具体性に欠けるのかなというふうに思いますし、それから、監査委員の照会に対する回答と市の回答に、市に対する石本建築事務所からの回答に食い違いがあるんじゃないかということをおっしゃっているわけですよね。市に対する回答を読めば、そんな問題ないじゃないかというふうには、市長は理解されているというふうには思うんですけども、私ども、この監査委員の照会に対する回答を読ませていただいたら、明らかに、「大林組営業担当者に計画図等を提示し」というふうには回答文の中に書かれているわけですよね。これをどう読んだらいいのかというふうには思うわけなんですよね。一般的にそうだと思うんです、こう書かれてあつたら。もう大林組に見せたんだよというふうには、監査委員の請求に対する回答には書いてあるわけですから、これはどうなんだというふうには思つて当然なんじゃないんですか。

○**鷲見信文委員長** 暫時休憩します。

(午前10時52分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○**鷲見信文委員長** 再開します。竹内市長。

○**竹内 脩市長** 私どもの調査に対する回答の中においても、石本建築事務所は、大林組関係者との接触を一切否定しておるわけではありません。そういう全体的な設計業務をやっていく過程の中において、この場合は、契約締結後、複数社が来られて、そしてそういうところに対し、Q3に、「コスト削減を検討するために、案件名を伏せて、ゼネコンが得意とする仮設工事や土木工事に関する相談を掛けたことはあつたと思います」という、そういう回答をされています。その相談の過程の中において、私どもの工事かどうかかわからないけども、何らかの形での、もし何かを見せなければ、何かを見せなければですよ、私どもの設計かどうかかわからない。けども、何かを見せなければ相談のしようもないです。それはわかっていますか。(「はい。」と広瀬委員述べ)だから、そういうことであつて、それが具体的にどういうものであつたのかということについては、これは、先ほど財務部長が言うてるように、私どもに対する回答と、監査委員に対して出された回答において、表記においては差はあつたとしても、大きなところにおいては私どもは齟齬はない、このように判断しているということでもあります。

○**広瀬ひとみ委員** 市長のおっしゃることもわかる。今言われたことは理解をしています。けども、その案件名を伏せたつて、こういう工事というのは特殊ですから。そして、このときにこの工事をやっているという市町村というのもそうないわけですからね、この関西の中で。いわば、言わなくつたつてわかるでしょうと。少なくとも、相談をかけられた大林組の側は、わかっていますよというふうには言うてるわけですからね。だから、石本建築事務所が

幾ら案件を伏せてたって、これは枚方市さんの清掃工場のやつやなというふうになんかわかって答えているわけですよ、大林組の側はね。それが、どこまでの一般的な、先ほどから言われている業務の、どこでもやっているよという範疇の中にとどまっていることなんか、そこからちょっとでも行き過ぎている部分があるんかどうかというところ辺がどうなんでしょうねというのがわからへんと。そこをちゃんと、きちんと事情聴取してほしいというふうに思っているんですよ。

○横田 進財務部長 いわゆる完成図面、完成図書を作成する中で、いろんな過程というんでしょうか、先ほどる説明させていただいていますように、案件を伏せて御提示をさせていただいて、いろんな御意見、一つの業者だけではなく数社からいろんな御意見をいただいている。その中で、独自に設計事務所が判断をされて、完成図書を作成されていくわけですね。完成図書は、当然、作成の部分の開示というのか、情報を提出されますと、これは大きな問題になりますけれども、作成をしていく過程の中で、一定情報を収集しなければやっぱり設計できないという部分では、一般的な部分の範疇であるというふうに私どもは判断をいたしました。

○広瀬ひとみ委員 あくまでも市の判断ということだと思っただけですよ。だから、それが本当にどうなのかということというのは、なかなかこれ以上議論してもわからないというふうに思いますので置いときますけれども、私は、議会としては、その辺のこともきちんと調査していくためにも、やっぱり調査特別委員会設置は必要だなというふうに改めて感じました。

それから、前回の議会運営委員会と今回の議会運営委員会では、12月から、そして3月という形で日にちが移りまして、この間、大林組関係者らの公判の結審がありまして、そして、市が設置した外部の有識者による調査委員会の方からも中間報告が出されて、この議会でも全員協議会が開かれまして、その御報告を受けたところです。受けたその中身について、我々としては、その中身がどうなのか、どういう点が問題になったのかということ、やはり議会としてもこれはきっちり検証して、そして今後の市政に期すために、私どももいろんな議論をしていく場が、やっぱりこれは必要ではないかなというふうに感じているところです。ですから、中間報告も出たよというこの段階で、調査特別委員会の設置を早急に行っていくということが必要ではないかというふうに思いますし、そもそもこの事件というのは、市議が市政に介入していったと、そのことを排除していくためということで始まった事件だというふうに言われているわけですから、議会がこの問題に対してどういう対応をしていくのかというのは、極めて重要というふうに思います。そういう意味では、早期に設置をということで意見を申し上げまして、質疑を終わらせていただきます。

○鷲見信文委員長 他に質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○鷲見信文委員長 お諮りします。

本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鷲見信文委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめることに決しました。

○鷲見信文委員長 お諮りします。

本件については、今後なお慎重な審査を必要とするため、議長に対し閉会中継続審査の

申し出をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鷺見信文委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件については、議長に対し閉会中継続審査の申し出をすることに決しました。

○鷺見信文委員長 以上で、本委員会に付託された事件の本日の審査はすべて終了しました。

よって、議会運営委員会は、これをもって散会します。

(午前10時59分 散会)